

御使者附衆の系譜と文筆

渡口, 真清 / トグチ, シンセイ / TOGUCHI, Masakiyo

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

1

(開始ページ / Start Page)

115

(終了ページ / End Page)

134

(発行年 / Year)

1974-06-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00015486>

御使者附衆の系譜と文筆

渡 口 真 清

尚敬王代は文運興隆の時代と言われている。文人歌人が一時に多数出ていることや、その文学事業が昂揚している時代だからであろう。代表的人物としては、識名盛命、池城安倚、石嶺真忍、屋良宣易、安仁屋賢孫、玉城朝薫、平敷屋朝敏、惣慶忠義、豊川正英等があげられている。これらの人の中には、今日ではもはや業績のはっきりしていない人もいるが、それでも昔から数の中に入っているのであるから、生存の頃は立派な業績があったのであろう。

ここにあげた人達には一種の職能とも言うべきものがあって、その家系には一つの特徴がある。それは御使者、附衆または与力になる家々の者だということである。御使者というのは、江戸幕府へ、あるいは薩摩の殿様へ挨拶をするための使者のことで、按司か親方等上士をもつて任ずる。附衆というのは、その補佐役とでもいうべきものだが、実際は従者に近い。本来の従者は与力または儀者という。このほうは全くの家来並みだと思つてよい。附衆にしても与力にしても、その資格の第一は大和口の上手なことではな

いかと思われる。附衆になる家は、公に定まっているわけではないが、およそどの家の者という見当がついている。それは使者に選ばれた者が、自ら進んで誰某を附衆として指名することがあり、あるいは逆に附衆になるほうから願ひ出ることもあるからである。附衆になる家では、親から子へ大和の作法を教え、大和口をしこんだ趣きがある。したがって日常和文の勉強を怠っていない。尚敬王代の名をなす文人歌人は、およそそのような御使者附衆または与力になる家のものである。彼等はまた、その勉学の傾向からもあるいは職務の上からも、相互に親密になる機会が多いと見えて、お互いに何らかの縁故関係がみられる。したがって、御使者附衆になる人達の、家系や履歴をしらべてみることは、文運興隆の背景を伺うのに大切なことである。しかしその全部を網羅することは出来ないで、ここに示す一斑をもって、全般を推すことが出来れば幸いである。

一 平敷慶隆

(1) 文人歌人とさわがれる人のいる一方には、実力がありながら名の知られていない人々がいる。その一人がこの平敷慶隆である。彼の業績は、その年譜を見れば明らかである。すなわち「康熙四十一年壬午八月。内裏言葉并ニ女官糺主取となる」ということである。平敷は二年後には官をやめている。その理由は「旅の忠勤少き者は領地を取揚ぐるの僉議あるにより」地頭職を奪われ致仕す、ということである。

『女官御双紙』が世に出たのは、その本に序文がないので明瞭でないが、『琉球書誌稿』は康熙四十八

年（一七〇九）だと記している。その前年の康熙四十七年には松村（後の津嘉山）按司が「内裏言葉并ニ女官糺奉行」に任じられているので、その働きわずか一年にして出来たことになる。したがって、『女官御双紙』や『混効験集』には、前任者平敷慶隆の筆も大分入っているだろう。「内裏言葉」のほうは、後に『混効験集』となってまとめられた。

平敷は与力として何回も上国している。それでも旅の勲功が少ないとされているのは、与力が本役でないからであろう。このため康熙四十三年八月致任した。この時、それまでの調査結果をまとめて（それを提出することが役目であったから、たとえ未完であったにしても）提出したはずである。この時評定所筆者主取の職もやめている。これは三司官の秘書課の書記長である。したがって平敷の調書は、毎日顔を会わしている上司の三司官識名盛命が受け取ったものとみてよい。

識名盛命と平敷慶隆は同年生であり、首里古地図で見ると、お互いに家は路一つへだてたところにある。彼等は竹馬の友であり、同学の好をもって、本の貸借をし、相往来したであろう。あるいは二人一緒に、近くの観音堂の長老に、和学の手ほどきを受けたかもしれない。平敷が識名と親密であったことは、識名と同族の三司官伊野波親方の与力になっていなくても推察される。

康熙四十七年になって再び「内裏言葉并ニ女官糺奉行」を松村按司に命ずる時（この時平敷はすでに他界していた）、係の三司官識名盛命は、前に平敷慶隆が提出した調書を取り出して、その仕事の継続について指示助言を与えたことは、広く役職任命の慣行を思う時（例えば「麻氏兄弟たち」を見よ）十分推察されることである。今ここに指示を与えられた以上、この後識名の監修を求めないわけにいかないだろう。序文は識

名が書いたという東恩納先生の御意見もなるほどうなずける。ちなみに奉行松村按司こそは、羽地朝秀の甥であるといっただけで、その家系からして和文に詳しいことは、十分伺えることである。あるいはまた聞得大君や君々の親近者である点でも、適任といえよう。

(2) 平敷慶隆に、このような学力のあったことは、彼の履歴をみれば容易にうなずける。

康熙十二年御礼使者平良親方良儀の与力となって上国。

同十四年年頭使者今帰仁親方朝位の与力となって上国。この使者は羽地朝秀の従弟。

同十六年撰政金武王子朝興右筆。

同二十年三司官伊野波親方与力。

同二十二年御評定所筆者。

同二十九年右、主取。

御評定所筆者主取は、大和への書翰を認めるなど、肝要な職務である。したがって和文に通じていることは、『伊江朝睦日記』（那覇市史）で、評定所筆者主取に文章を直して貰う話のあることでも伺える。

平敷慶隆は与力となって上国した。彼の父もまた、そのような経歴の者である（後述）。彼の兄慶延は、医師休意の娘をめぐっているが、休意の父は山崎二休。越前の人である（『喜安日記』）。休意は医師になる前、具志川王子尚享の附衆になって上国し、それから京都に赴いて名医寿徳庵の弟子になっている。休意と同じく、その子や孫も上国して医術を学んできた。そのような一家との縁つづきである。平敷慶隆の弟島袋慶重にも附衆の経歴がある。このほうは泊高橋の碑文にその名をとどめている。またその妻は石嶺真

忍の妹である。

(3) 平敷慶隆の父瀬底慶均の年譜に、次のようなのがある。

一、順治二年。本國中絵図を為る。薩州より鬼塚源太左エ門殿、遠藤軍介殿、大脇民部左エ門殿、深瀬清右エ門殿渡來の時、案内者となり東氏当山政左、李氏長嶺由恒筆者となりて勤む。

この絵図は、幕府が日本國中に求めたものである。琉球も日本の内であるから、それを調製するために薩摩は絵師を送っている。このような事が康熙四十三年頃にも行なわれる。その時の画をもとにして、書き直したのが、『南島風土記』にいう「首里古地図」である。

一、順治三年宮古島八重山島絵図を為る。案内者の筆者となりて勤む。

この時は検地も行なっているようで、その史料が今日に伝わっている。この検地は「宮古八重山を当となし」薩摩から借銀したのがもとで始まる黒糖専売制の起源に関係がありそうである。

一、順治八年唐船破船あり、唐人警備のため薩州に至り、右の唐人を長崎に差送り万般全く竣えて帰える。

幕府の鎖国令によって、日本に漂到する唐人は、全国の浦々から長崎へ廻漕せしめることになっている。そのため琉球でも、始めのうちは長崎へ送りとどけていた。

一、順治十四年年頭慶賀使羽地王子朝秀附衆となりて上国す。此時大和御神を奉祀し来る。

その家の口伝によると、大和御神は羽地、栄田、瀬底の三家に始まったということである。波之上の大夫に来てもらって、祭っていたというから、平敷慶隆は日頃その祝詞をあげる祭り方を見ているので、女官

糺主取になった時、君々祝々が祭祀の時となえるオタカベに特に注意したものと思われる。彼が女官糺主取になった翌年には、識名盛命の発案で旧記座が出来ているから、『琉球国由来記』各処祭祀の卷五神譜に記されているオタカベ類は、彼の仕事が入っているかもしれない。

一、順治十四年琉飯屋蔵役、本国人一員召加えらる御掟によって勤む。

黒糖専売制が始まって、間もない頃である。それまでは薩州人だけで取り扱っていたことがわかる。

一、康熙五年。去る辰年梅花の沖に於て慶賀船破損す。(その時の)制法を犯せる罪人警護の爲め翁氏仲

地親雲上重昌、医師祿氏良安通季と俱に鹿兒島に到り糺明有之。同年右罪人を帯びて帰国す。

例の北谷親方の一件とよばれる事件である。医師祿氏は休意の婿。すなわち平敷とも姻戚になる。

平敷慶隆の父は羽地按司の附衆になっている。あの気性の激しい、和文にも熟達した人の附衆であるから、その和文の素養は並以上であったと思われる。その子の平敷が、評定所筆者になるまでの履歴はさぶる順調である。父から子へ十分和学の勉強を仕込んだものと思われる。

二 田島朝由

田島朝由は旧記座の奉行となって、『琉球国由来記』のもとになる資料を集めた人である。この人もまた附衆の経歴をもっている。すなわち康熙九年には、尚貞王即位の謝恩使名護王子朝元に従って上国した。康熙二十六年には虎寿公御誕生の慶賀使として上国した。この時下屋敷で光久公から料理を賜わり、細工

能を見物した。その他の履歴には、

一、康熙三十五年丙子三月。奉憲令為校正勢頭親雲上御双紙。因此転考古今御双紙冊繁撮要編纂成部。

同十二月三日繕写以呈撰政三司官更為閱正備聖覽。翌年十二月二十日授勢頭親雲上。

一、同四十二年癸未二月二日。為旧記奉行。本国諸旧記由来多因不詳。始設立旧記座考正之。

一、同四十五年十二月三十日王世子尚純公薨御之時。為御葬礼奉行。正月六日有御葬礼。其時礼式詳記之納千評定所。

一、同四十九年九月十八日任三司官職。

田島三司官は康熙五十五年に致仕した。その後長命して程順則の寿詩を贈られたという。年譜によれば御物座の係りだったという。これを頼りに、『沖繩一千年史』の「三司官一覽表」から、御物座係の三司官の前任、後任をひろってみると、

(a) 伊野波―幸地―田島―勝連―伊江

というふうにつながる。これは「錢穀出入」のことを司る三司官。つまり御物奉行方のことを取り扱う。同じ表から

(b) 稻嶺―仲田―識名―伊舎堂―大城

これは次の(c)の面々にくらべてみて、「除授刑法」の係りであると思われる。すなわち平等之側と双紙庫理の取り扱う司法と式部に関係する。

(c) 嵩原―池城―名護―蔡温―東風平

これは「礼儀図籍」すなわち泊地頭と鎖之側の取り扱う建設、民生、治安と文教、外務に関係する。蔡温は雍正十年物産職を兼任したという。いつまで、どの範囲のことを兼任したか明らかでないが、彼が手をつけた林政及内検の仕事は、この意味のものである。

(b)の三司官仲田朝重は康熙四十一年まで在任、その次の識名盛命は康熙五十一年まで、さらにその次の伊舎堂盛富は康熙六十年まで在任している。

我々が『琉球国由来記』として珍重している文献は、その年譜によって田島朝由の働きによるものであることを知る。ただし奉憲令と記してあるように、発案者は上司の三司官つまり識名盛命であることは、年代を比べてみれば明瞭である。この成果は識名が三司官をやめた翌年、ひとまず五巻ものとして出したが、識名の名は出ていない。その後二十一巻まで追加して、後任の伊舎堂の名で出されている。前任者の名を出さないのは、ちょうど『混効驗集』に平敷の名が出ないのと同じである。ついでに蔡鐸の『中山世譜』は、識名の前任者仲田三司官の時に脱稿している。『琉球国旧記』が出来るのも、『球陽』に初めて着手するのも、三司官が識名―伊舎堂―大城―摩文仁とかわって、その次の美里安満になってからである。『勢頭双紙』は摂政三司官の闕正をすました上で、聖覽に備えたという。また葬式の始末記は評定所に納めている。『女官御双紙』や『混効驗集』も同時代のものであるから、その取り扱いの手続きは、やはりこのようなものであっただろう。つまり識名三司官の手を経ているわけである。

田島三司官の父は奥間親方朝充、この人にも附衆の経歴がある。三司官国頭朝致の弟である。国頭朝致の後裔に平敷屋朝敏がいる。奥間朝充は崇禎十一年島津家久公薨御の時の進香使勝連按司朝盈(羽地朝秀の

叔父)の附役として上国している。同十二年八重山に異国船漂着につき、検使と共に八重山に行った。翌夏異国人の状況を詳奏するために上国した。順治四年には年頭慶賀使として、同八年には將軍家綱公御継目の慶賀使國頭正則の大親として、上国および江戸登りしている。

奥間朝充、仲田朝重、田島朝由、あるいは羽地朝秀など、もとの呉氏一族であり、もっとたくさんの使者や附衆をあげることが出来るが、この一族の中から平敷屋朝敏が出るわけである。

三 石嶺真忍

首里古地図によると、寒水川村の識名盛命や平敷慶隆の屋敷に近く、山城親雲上の屋敷がある。これが石嶺真忍の父山城真昌の屋敷である。石嶺の旅役の履歴をひろってみると、

- 一、康熙三十六年丁丑十二月十九日為向氏仲田親方朝重(後の三司官)儀者、翌年与力となる。
- 一、同三十九年庚辰十二月十七日為御評定所筆者相附
- 一、同四十二年癸未七月二十五日同筆者
- 一、同四十四年乙酉五月十一日年頭使者馬氏浦添親方良意(後の三司官)為与力、翌年七月十二日到鹿兒府。御目見吉貴公、其後從諸御使者登場之時、給御料理且給暇之時、賜白麻五束、事竣康熙四十六年丁亥十一月十九日歸國。
- 一、康熙五十一年壬辰正月十三日奉命為毛氏保榮茂親方盛祐(後の勝連三司官)筆者。

これは評定所筆者主取のままの兼任である。尚敬冊封の費用を拝借するための使者に付けられ、七月上旬、十一月帰国する。

一、康熙五十八年己亥五月六日任冠船方中取職兼御評定所筆者主取

一、康熙五十九年庚子五月二十六日冠船就御渡来従御国元銀子拝借被成下、返上之儀評価以品物可差上
処、買取候品悪敷、返上難成、御断使者三司官馬氏浦添親方良意為与力御評定所筆者主取兼行。六月十八日那覇開船、二十五日到鹿児島府七月二十二日朝見継豊公。九月二十八日御暇及賜白麻五束事竣十月二十日鹿児島出船二十八日帰国。

これは蔡温の独物語に出てくる評価騒動の後日譚である。

一、康熙六十一年壬寅十一月二十四日為御右筆主取陞申口座。従康熙癸巳年為湛氏屋良親雲上宣易弟子。学書礼方迄壬寅年、書礼方不残全得伝受右由来従湛氏家譜写附載於此

康熙五十二年癸巳春、自撰政三司官以覚書、賜湛氏宣易其書曰其方事先年於大和北谷王子朝愛名代被申付、嶋津図書殿久洪書礼方相伝御用相立、神妙之至候。御当国之儀御国許江之御礼儀旁書通以万端御通達仕事候得者、書礼方相伝到往々茂御用向無滞相調候儀其方之面目就中国用之儀候条其器量之人見合深秘不残可被致伝授候以上。

巳三月二十六日 浦添親方

伊舎堂親方

田嶋親方

豊見城王子

屋良親雲上宛書

康熙六十一年壬寅書札方不殘麻氏石嶺親雲上真忍相伝云々。湛氏家譜詳見

屋良宣易は、平敷屋朝敏の師だともいわれている。平敷屋、友寄と共に処刑された屋良筑登之というの
は、その孫だろうか。書札方については、その専門家を育成するために、何回も薩摩へ人をやっているよ
うである。その初めは津波古元重の名があげられている。けれども、それ以前にもいたはずで、国司尚豊
から在閩中の蔡堅にあてた書翰（蔡氏儀問家譜）がこれを示している。屋良宣易もまた薩摩で書札法を学ん
できて、それを石嶺真忍に伝えていることは、右の史料によって明瞭である。普通このことは忘れられて
いて、（例えば東恩納寛惇「六論衍義」を見よ）その次の豊川正英のことが言われている。

石嶺真忍の父は、山城真昌。康熙九年庚戌尚貞尊君即位之御礼使尚氏名護王子朝元上国の時の儀者。康
熙十年評定所筆者。康熙二二年癸亥尚貞尊君御冠位之御礼使尚氏豊見城王子朝良上国の時右筆となって上
国。すなわち石嶺真忍も又附衆の家系といつてよい。彼は平敷慶隆と姻戚になっているばかりでなく、医
師休意のほうとも、彼の父の従弟野崎真往を介して縁故者になっている。

四、惣慶忠義、豊川正英

附衆の家の代表的なのは伊氏であろう。惣慶忠義、豊川正英はこの一族である。

五世忠祐——六世忠恒——七世忠義

——六世忠則——七世忠頼（正英）

これは長男の系統である。次男家には、忠祐の叔父四世忠知がいる。

(1) 四世忠知

一、順治十六年十一月。三司官平安山（北谷）親方朝暢与力となり、中城王子朝貞公上国の時随従。

一、康熙二年十一月。北谷親方朝暢封王謝恩王舅として中華へ赴く時与力。

一、同五年丙午三月。向国用北谷親方朝暢内証随従宮里子。先年於閩、侵法毒害同僚与那城仁屋。因之

於閩、遂穿鑿糺実否。宮里子為越度之故、帰本国稟報巨細、然処宮里子御糺明之時、依到達返、朝暢

従僕之者就糺明、貶位為窄人、翌年丁未五月廿日蒙免許之旨。

一、同九年尚貞王為稟報即位之使者金武王子朝興赴江府之時為儀者上国。

一、同十年辛亥十二月二十二日為御庖丁役。

琉球の料理法はもっぱら中華風のものと思つてゐる人が多い。日本料理も行なわれていて、このような形で入ってきたことを示している。羽地仕置に「庖丁の事」とあるから、奨励していたのであろう。同様な例が宣（淑）氏にも見られる。

(2) 五世忠祐

一、順治二年乙酉七月初一日為三司官向氏国頭親方朝季与力。

一、本年十一月十三日為年頭慶賀使向氏国頭親方朝季赴薩州之時為与力、翌年丙戌到麿府。次年丁亥四

月帰国。

一、順次七年庚寅七月赴薩州。是先丙戌年忽然閩指揮諱邦基來臨于本國。而無備接待之資。因是寄書于魔府以宮古八重山兩島為當。借銀九千兩以六年為必償之期。然不能如年期且隨延期之使者法司向氏國頭親方朝季為附衆、到魔府以阿多内膳殿達延期之訟。翌年辛卯四月帰国。

これは黒糖専売の起源に關係のある事件である。

一、同十七年庚子東宮中城王子尚貞公渡御于薩州。翌年還御。因是康熙元年壬寅為謝禮使三司官向成文摩文仁親方朝維赴薩州之時為附衆、本年五月到魔府。同年帰国。

一、康熙三年甲辰之秋慶賀船破損於唐梅花之沖、是以犯法人員十名為御穿鑿入船籠將遣于薩州之時為宰領。八月初七日到魔府、因御老中衆御用人衆口事聞衆入御干琉飯屋有糺明已事竣而十一月十五日帶右人数帰国。

北谷親方一件として平敷の項にも出ている。

一、康熙二十二年癸亥十二月初一日以御物奉行毛起竜福地親雲上盛命蒙台命者、当年伊平屋島地頭職交替之處、自島之首長百姓中有請延當島地頭職交替年期之訴書、以脇地頭衆次書告訴法司敏達台聞。因是延賜年期之旨。謹承之者也。

福地親雲上は後の三司官識名盛命。やがて年頭使者として上国する。

一、康熙三十四年乙亥七月二十五日以申口毛天相池城親雲上安倚蒙台命者、当年伊平屋島地頭職交替之處、自島之首長百姓中、以訴書有請為再地頭職告法司如何之哉。忠祐謹奉辭曰及老歲在番難勤願者請

転任地方島。因任与那城間切安勢理地頭職改名奥川。

池城安倚は後の三司官。

(3) 六世忠恒

一、康熙二十八年己巳十二月十五日為御右筆相附、御扶持賜米二斛、雜石二斛俸祿從是始

一、同三十九年庚辰三月二十四日為御右筆

(4) 七世惣慶忠義

一、康熙五十年乙未十一月十五日為御系図座筆者、叙黄冠

この時の中取は玉城朝薫である。ちょうど『琉球国由来記』の五巻までが出来たあとであるから、朝薫はこれを見ているはずである。

一、雍正七年己酉閏七月初三日因不届自一門中告訟流罪千八重山島

平敷朝敏の処刑される五年前のことである。

一、同十年乙丑十二月十六日因気随意一門奏訟流罪千宮古島

これは朝敏の処刑二年前、惣慶忠義は朝敏の師だという人もいるが、年輩は先輩というところである。

(5) 七世豊川正英（忠頼）

惣慶忠義の従弟である。薩摩の殿様の名をはばかって、正英に改めている。父忠則は摂政北谷王子朝愛の祐筆となって上国し（元禄元年）島津図書久洪から翰札の伝授を受けてきたという。つまり屋良宣易の同僚ということになる。豊川忠頼は摂政北谷王子朝騎の祐筆となって上国した（享保二年）。その時島津家の祐

筆日高治左エ門為一について曾我流書札の伝授をうけている、蔡温と共に御教条を書いたといわれる。

惣慶忠義や豊川正英は、尚敬王代の文人歌人としてあげられている。ここでは、その附衆の家の者であることを示すだけにとどめたい。

五 玉城朝薫

この時代の文人歌人中、最も傑出しているのは玉城朝薫と平敷屋朝敏である。組踊は琉球語を和文体になぞらえて表出したものである。琉球語を文につづったのは、『おもろ双紙』はさておいて、嘉靖年間の碑文以来のことだが、久しくそのことは絶えていた。ようやく康熙五十二年になって、『琉球国由来記』各処祭祀にミセセルとして採録されるのだが、ほとんど時を同じくして朝薫の組踊が始まる。こういう事の出来たのは、民族意識の昂揚もさることながら和文を十分こなせる者でなくては出来ないだろう。それだけではなく、文化とは何かという深い省察がなければならぬだろう。これは御使者附衆という役目の深くかかわってくるところである。

玉城家は北山監守家の祖尚韶威六世の孫玉城親方朝智に始まる。

(1) 六世朝智

薩摩の軍勢が侵攻してきた時、この人は徳の島の番手となって滞在していた。小勢の敵すべくもないというので、薩軍の中にいた旧知の山伏浄休に助けを求めて降参した。後尚寧に従って、江戸登りをしてい

る。

一、万曆四十三年乙卯三司官馬氏名護親方良豊赴干薩州之時、為附衆上国。

一、崇禎元年戊辰就琉球一紙目錄之儀使者波上山頼翁法印相俱為使者、二月十四日那覇開船、到干薩州
事竣本年十月十八日帰国。

その始め尚寧に授けた知行目錄の八九〇八六石は、六千石多くつけすぎているので、改めて支給するから前の目錄を返上するように、という薩摩の命令であった。ところが琉球では、そのような大切なものとは思っていなかったで、なくしてしまっていた。その言いわけのための使者で、盗賊にとられたと云っている。本土では切腹ものだが何のとがめもなく、結局改めて八三〇八六石の目錄を渡される。

(2) 七世朝弥

一、崇禎十六年癸未尚賢王御繼目之御礼使馬氏国頭王子正則赴江戸之時為与力上国翌年十月二十日帰国。

(3) 八世朝恩

一、康熙七年十二月二十二日尚質王就薨御、為窺御繼目之事向氏越来按司朝信赴薩州之時、為附衆。翌年己酉六月四日那覇開船到干魔府十月四日帰国。

一、同九年十月十九日尚貞王御即位御礼使尚氏名護王子朝元赴干薩州之時、為与力。

これは田島朝由と一緒である。

一、康熙十八年己未奉命為泰清院様御七回忌御香奠使、六月二十三日那覇開船、七月八日到干魔府。本月十二日到福昌寺進香。拜御靈前九月二十一日見綱貴公。本月二十五日以村田五郎左エ門殿賜許回之

旨及銅五百疋。公務全竣十一月二日帰国。

一、同二十一年五月二日吉貴公御参府之御祝使向氏浦添按司朝式赴薩州之時為附衆。

一、同二十五年十月二十日為來春年頭之慶賀使。

一、同二十七年六月十八日就久光公御隱居御祝使与馬氏国頭按司正美、年頭使向氏名嘉真親方朝衆同進城。見光久公。二十四日恭蒙尚貞王寄賜綿子二把、焼酎一壺、九月初三日御家督御祝使与尚氏金武王子朝典。綱貴公叙少将之御官位御祝使向氏越來按司朝意同進城見綱貴公。初六日於御下屋敷見光久公賜御料理且見御細工能、此時与向氏名嘉真親方朝衆、馬氏田場親雲上良象、温氏佐敷親雲上紹基、向氏平安座親雲上朝由俱献桧重一組焼酎一壺、三十日蒙召干御城向氏朝意、馬氏正美、向氏朝衆、馬氏良象、温氏紹基賜盛膳。三峯島台之時綱貴公出御有拍子五番。十月十八日從光久公以上村茂兵エ殿賜暇且百田紙二十束。從綱貴公以福屋介左エ門殿暇且賜上紙五十束、上茶五十斤。二十七日慶府出船、十一月四日帰国復命。

(4) 九世朝致

一、康熙二十三年冊封之御礼使尚氏豊見城王子朝良赴干薩州之時為宮仕役。

これは朝薫の父だが早逝している。

(5) 十世朝薫

その年譜から旅役の履歴をひろってみよう。

一、康熙四十二年十一月一日尚氏美里王子朝禎奉使赴薩州之時為小姓。

一、同四十四年五月十三日尚氏越来王子朝奇奉使赴薩州之時為小姓。

一、同四十五年丙戌正月二十八日朝奇御膳進上之時大守公依上意、舞軒端梅之仕舞備上覽。

一、同四十八年十一月十一日、公方様為賀膺桃事、正使尚氏美里王子朝禎赴江府之時為与力。

一、同五十年辛卯十月四日為御系函中取。

彼が中取をしている時、查氏国吉から、国吉之比屋の故事を述べて、家格取り立ての請願がなされた。後年「二童敵討」の組踊を作るのに役に立てられている。

一、同五十一年七月十五日尚益王就薨御為飛脚使。十七日那覇開船、二十日到鹿兒府、公事既竣。九月

三日以蒲生十兵エ殿、諭朝薰曰、汝前年到江府以通達其事、是故尚氏与那城王子朝直当年赴江府之

期、汝又須為樂主取、且今随扈朝直至明年春而帰国等、因朝薰謹受其旨、六日随朝直進城、時蒙賜盛

膳、賞觀囃子狂言。二十五日又奉旨登場賞觀御能、時又蒙賜盛膳。

翌年正月二十七日又奉旨觀磯御庭時賜御膳、二月十一日恭蒙吉貴公賜白麻五束、国分烟草一箱三月五

日帰国。

磯別邸(寄鶴園)は吉貴公がつくられたもの。

一、康熙五十二年十二月二十二日為賀公方様膺桃事、正使尚氏与那城王子朝直又為謝尚敬尊君即位事正

使尚氏金武王子朝祐両王子赴江府時為座樂主取兼任通事役。

この一行に程順則がいて、新井白石に会っている。朝薰は通事として陪席した。この成果は白石の『南島志』となっている。

一、翌年五月二十六日那覇開船六月九日到鹿兒府、八月十一日随王子進城朝見。大守吉貴公。二十一日賜御膳、九月九日鹿兒府出足、十一月二十六日到江府、十二月二日随兩王子進城、初四日又進奏樂、此日恭蒙賜御膳。六日随兩王子進城奉許歸之旨。時恭蒙服三領白銀三十枚、十二月又三郎繼豐公及母后御前奏樂時賜金子二百疋、十三日繼豐公召朝薰及樂童子八員於御部屋、朝見繼豐公、時賜鼻紙袋一箇、御烟草入二個、十四日吉貴公賜柳園筆繪一枚。十五日吉貴公賜樂童子八員及朝薰干菓子一器、十六日吉貴公賜御膳。十七日於繼豐公御前自賜黄庇丸一包、十八日奉許歸之旨、十九日繼豐公賜鳥羽二重二疋。二十一日江府出足。翌年乙未正月初九日到草津之宿、時近衛撰政藤原家熙公中院大納言通茂卿遣願王院權僧正到肝付主殿殿宿召朝薰等令以扇子写琉歌而獻二公、由是家熙公賜香合一内加蕪物通茂卿賜小人形入手匣一。十一日草津之宿出足二月二十一日鹿兒府、三月四日賜許歸之旨。時恭蒙大守吉貴公賜白麻五束、上茶一壺十斤入、初十日鹿兒府出船、四月一日歸国。

樂童子の名前は通航一覽に記されているが、当時十四歳になる平敷屋朝敏らしい者がいるような気がする。祢覇里之子を称しただろう。

一、康熙五十四年乙未五月初八日、就先王尚貞王七年御回忌為躍奉行。

一、康熙五十七年戊戌八月二十六日為冊封天使宴席助興事、奉旨為躍奉行、翌年乙亥之夏冊封天使賁臨中秋宴照例作躍。自重陽宴後、奉命掇取本国往古之故事以脩戲席、球国以故事作戲者從此始矣。

一、雍正元年六月十三日為稟明雍正皇帝即位并進貢頭号船覆破事、奉命為使者（後略）。

一、雍正六年二月一日奉命為年頭慶賀使。

使者として鹿兒府、江府へ行く者は、公務をすませば、料理を賜り、能狂言を拝観する機会がある。附衆もまたそれに陪席する。通事として、事柄の内容を説明したり、質問に答えたりする。当然琉球の様子を聞かれる立場にある。それだけ文化というものについて考えさせられる。その上江戸まで行った者は、江戸と鹿兒島の格差に気がつく。江戸にあって鹿兒島にないものがあり、鹿兒島だけにあって、江戸で通用しないものもあることを知っている。そのことから、琉球にあって鹿兒島にないものの、意味を見出すことになるだろう。尚敬王代に開花する文学事業は、上は三司官から下は平士に至るまで、大方このような経験をした人達の活動によるものである。

大和の文化と沖繩の文化、あるいは大和の社会と沖繩の社会。その接点に立つ者として御使者附衆を見る時、彼等の文化活動の方向も、よく理解出来るようである。